平成２６年（フ）第１７４４号
大阪府箕面市桜５丁目20番３号
債務者　藤井　達也
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３１号
大阪市生野区生野西２丁目１番14号
債務者　今奈良幸子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２３号
大阪市生野区新今里１丁目11番19―201号
債務者　瀬良　清豊
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０９号
大阪市都島区都島本通５丁目６番９号　ヒーズハウスⅠ303号
債務者　皿嶋　美保
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２０号
大阪市城東区今福東１丁目４番38号103
債務者　赤鹿　陽平
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３７号
大阪府八尾市東山本町８丁目３番27号
債務者　川崎　晃平
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５３号
大阪府八尾市北久宝寺１丁目４番13号　久宝寺グリーンマンション1117号
債務者　太田富治雄
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０７号
大阪府枚方市牧野本町２丁目３番20号
債務者　木戸　澄子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８号
大阪府門真市大倉町４番12号
債務者　森川　剛
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４号
大阪市生野区小路東２丁目17番13号
債務者　上岡　浩子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８号
大阪市天王寺区茶臼山町１番５―605号
債務者　平本　静夫
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９号
大阪府大東市北条６丁目７番35号、住民票上の住所京都市伏見区淀樋爪町454番地の25
債務者　西村　隆
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９０号
大阪市福島区吉野２丁目11番31号　アールユーアイ21―301号
債務者　杉森瑠璃子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番27号　ロイヤル俊徳Ⅱ208号
債務者　矢萩　勤
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５３号
大阪市東淀川区大桐３丁目14番29号　マンション大桐303号
債務者　赤谷　常男
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県洲本市千草庚273番地17　青葉台団地23号
債務者　西邑　由香
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅９棟201号
債務者　由布　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部